## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市[	区町村長等
2. 都道府県名	長野県	
3. 市区町村名	飯綱町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/95/4126/004825.html	

執行機関名 飯綱町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	飯綱町地域生活支援事業実施規則(平成27年飯綱町規則第10号)による地域生活支援事業に関する事務(飯綱町障害者移動支援事業実施要綱関係)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		飯綱町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項 飯綱町地域生活支援事業実施規則(平成27年飯綱町規則第10号)による地域生活支援事業に関する事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	飯綱町地域生活支援事業実施規則(平成27年飯綱町規則第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進</u> を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき飯綱町が実施する飯綱町地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)により、法第4条第1項に規定する <u>障害者(以下「障がい者」という。)及び</u> 同条第2項に規定する <u>障害児(以下「障がい</u> 児」という。)(以下これらを「 <u>障がい者等</u> 」という。)が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性、利用者の状況等に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって <u>障がい者等の福祉の増進</u> を図るとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。